

光地区消防組合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

光地区消防組合

管理者 市川 熙

光地区消防組合規則第1号

光地区消防組合職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
光地区消防組合職員の管理職手当に関する規則（昭和48年光地区消防組合規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

消防長	44,300円（職務の級が8級である者 46,100円）
次長	
参事 課長 署長 室長	33,600円

」を

「

消防長	8級	73,500円
	7級	70,500円
次長		49,000円
参事、課長、署長、室長		40,900円
課長補佐、副署長		30,300円

」に

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。